



# 市役所本庁舎内 弁当販売登録のご案内



相模原市役所本庁舎では、市役所職員向けのお弁当配達業者の登録制度があります。  
新たな販路として登録を希望される事業者の方は以下をご確認の上、  
下表の市窓口までお問合せ下さい。

## ◆登録業者の業務の流れ



## ◆ご注意いただきたい点

- ・販売数量を保証するものではありませんので予めご理解ください。
- ・価格帯に制限はございませんが、400円～1,000円程度の価格設定が多くなっています。
- ・配達時間は11時～14時の間が中心となります。
- ・お弁当容器の回収は必須となります。
- ・注文を受け付けた場合、1食でも配達いただく必要がございます。
- ・注文は電話注文が中心となり、当日の9時～10時の連絡が多くなっています。
- ・注文した職員まで直接お届けいただく必要がございます。
- ・配達が多段階・複数部署にまたがることもございます。
- ・登録手続きの完了まで10日程度かかる場合がございます。

## ◆登録要件等

1. 登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税及び市税に未納がないこと。</li> <li>・公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものではないこと。</li> </ul>
2. 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「相模原市役所本庁舎内弁当販売登録申請書」</li> <li>②「相模原市庁舎使用許可申請書」</li> <li>③「事業系廃棄物の処理に関する報告書」</li> <li>④「営業許可証（写）」</li> <li>⑤国税の納税証明書                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合：「納税証明書その3の2」（所得税及び消費税）</li> <li>・法人の場合：「納税証明書その3の3」（法人税及び消費税）</li> </ul> </li> <li>⑥市税の「未納の税額がない証明書」</li> </ul> <p>※提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。</p>
3. 提出・問合せ先	<p>〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所職員厚生課厚生班 TEL042-769-8338 FAX042-757-2110</p>
4. 登録取消について	<p>庁舎使用条件に反し許可取消を受けた場合は、本登録も取消となります。</p>

※弁当販売登録に関するお問合せは上記、市問合せ先にご連絡をしてください。



発行：相模原商工会議所飲食宿泊業部会「飲食お助け隊プロジェクト」

お問い合わせ：相模原商工会議所 経営支援課

TEL:042-753-8135 FAX:042-753-7637

相模原商工会議所

検索